

第二十二回国会  
衆議院

地方行政委員會議録第二十二号

昭和三十年六月十四日(火曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 安藤 覺君 理事 池田 清志君

理事 古井 喜實君 理事 前尾 繁三郎君

理事 加賀田 進君 理事 門司 亮君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

櫻内 義雄君 渡海 元三郎君

徳田 與吉郎君 丹羽 兵助君

長谷川 四郎君 青木 正君

熊谷 憲一君 山崎 巖君

吉田 重延君 川村 繼義君

北山 愛郎君 坂本 泰良君

西村 彰一君

出席政府委員

自治政務次官 永田 亮一君

総理事務官(自治行政事務局長) 奥野 誠亮君

治行事務局長 委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日、の會議に付した案件

入場税と税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第四〇号)

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八四号)

○大矢委員長 これより會議を開きま

す。

入場税と税法の一部を改正する法律

案を議題といたします。質疑の通告が

ありますので、これを許します。門

司君。

○門司委員 大臣がまだ来ていないの

で、奥野君に聞いておきます。去年こ

の問題が出たときは百五十五億ばかり

の見込み額であったものが、税率を半

分に下げることによって七十億余りの

財源不足ができたことはわかってお

つた。わかつておつたのだが、しかし結

果は自由党と民主党との合作であら

で、奥野君に聞いておきます。去年こ

の問題が出たときは百五十五億ばかり

の見込み額であったものが、税率を半

分に下げることによって七十億余りの

財源不足ができたことはわかってお

つた。わかつておつたのだが、しかし結

果は自由党と民主党との合作であら

うものができてしまった。そうしてつ

じつまが合わなくなつて一般会計から

三十五億ばかり地方財政に繰り入れて

おる。そういういきさつがあつて、こ

とし一割から頭をはねるのも大蔵省と

しては少し良心がとがめるといふよう

なこと、これを金額払い戻そうとい

う考え方だろふと思う。しかし金額地

方に出してみたら、足りない

のはやはり足りないのです。かりに去

年税制の改正をしなかつたとして、

とし全額地方に出せば一体どれくら

いの財源になるかといふことの計算が

できていますか。もしそちらにできて

いるとすれば、一応それを出して

いただきたいと思う。そのことを私が聞

ておきますのは、税金は五割下げた、

しかし映画の料金といふものはちつと

も下つておらぬ、だから税金を下げた

といふことは、単に業者だけに利益を

与えたといふことで、これを觀賞する

大衆にはちつとも利益が与えられてお

らない、こういう結果が出てきてお

からです。この税金については、結果

的には非常にまずいものができて

ると同時に、政府の大きな失策だつた

と私は思うのですが、これに対する

自治庁としての見方を、御説明がで

たら一つ説明していただきたい。

○奥野政府委員 昨年府県税でありま

した入場税を国税に移します際に、従

来府県税で確保されておつた収入額は

な維持するけれども、税率について

げましたように、当初移管に当りまし

ては、平年度二百十八億といふものを

予定しておりましたので、その間に八

十数億の増ができて参つてきてお

るわけでありました。これは政府とい

はしても相当な見込み違いをやつた

といふことを、はっきり申し上げざる

を得ないのではないかと申すように

思つております。

○北山委員 昨年の入場税の税率引き

下げでございしますが、入場税の税率を

引き下げるといふことは、要するに入

場者に対する料金をそれだけ下げると

いふことではなからぬと思ひま

す。従つて、入場税の税率引き下げの

結果として、入場料金がどういふ影響

を及ぼしてあるか、税金は下げたけれ

ども、入場料金は下らないといふこと

では何にもならないわけなんです。映

画館の利益あるいはフィルム業者の利

益にだけ吸収されてしまふ。結局、映

画館等に入場する者の負担を軽減しよ

うといふところに目的があつたので、

そういう結果が出てこなければならぬ

わけなんです。どういふふうな結果にな

ておるか、お調べになつておるならば

お知らせ願ひたい。

○奥野政府委員 昨年府県税から国税

に移管になりました際に、税率引き下

げ等も行われましたので、北山さんの

おっしゃいますような形が出てこなけ

ればならないといふことで、国税当局

におきましては入場料金の引き下げを

強く興業主に干渉して参つたようで

ございます。その結果、移管から秋ごろ

までは、一般的な傾向といたしまして

は、入場料金が現実若干引き下げら

れておるのでございます。ところが、

また暮れ近くなりましてから、漸次入

場料金が引き上げられた結果、もと

までは、一般的な傾向といたしまして

は、入場料金が現実若干引き下げら

れておるのでございます。ところが、

また暮れ近くなりましてから、漸次入

場料金が引き上げられた結果、もと

あまり変らないといふふうな姿が相

当多く出て参つておるようござい

ます。しかし反面、興業関係の競争とい

いましめようか、そういうようなことか

ら、一本建の興業が二本建になり、二

本建のところが三本建になつてくると

いふような形も現れて参つておりま

して、その面におきましては、あるい

は映画を見る人たちに對するサービ

スがふえてきておるといふような見方

もできるのではないかと申すのであり

ます。率直に申し上げまして、大体的傾

向は今申し上げた通りであります。

○北山委員 入場税の引き下げが映画

業者、フィルムを貸す業者、映画会社

等に対して間接に影響を及ぼして、そ

の結果フィルムを貸付の料金が高くな

るといふようなことはございませ

んか。その点について、何かお調べに

なつておるならばお知らせ願ひたい

い。

○奥野政府委員 今おっしゃいました

ように、製作業者が、たとえば歩合取

入によつておられます場合に、その収入

歩合を引き上げたといふふうな話は全

然聞いておりません。

○大矢委員長 よろしゅうございま

す。他に質疑はございせんか。――

他に質疑がないようございますなら

ば、本案に対する質疑はこれを打ち切

り。

第一類第二号 地方行政委員會議録第二十号 昭和三十年六月十四日

一

りたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 御異議ないものと認め、これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

次に討論に移りますが、別に通告もないようですから、討論はこれを省略して、直ちに採決に入ることについて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 それでは採決いたします。入場議与税法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○大矢委員長 起立総員。よって本案は、全会一致原案通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本案に関する委員会の報告書作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大矢委員長 異議なきものとして、さよう計らいます。

○大矢委員長 次に、地方税法の改正に対する質疑を継続したいと思ひます。これを議題にいたします。北山君。

○北山委員 この前も固定資産税についていろいろお伺いしたのですが、最近新聞等でも書いてございませうけれども、東京都の固定資産税、土地、家屋等の評価を三割ばかり値上げをするということが大きな問題になっておるようであります。これは自治庁でも、先ほどお話があったように、昨年指示されました二八%です

か、そういう評価の基準を値上げをして通告をしている。これに基いて東京都がやろうとしておることだろうと思ひます。ところで問題になるのは、この東京都における固定資産の評価基準を引き上げる結果といたしまして、それが地代や家賃に響いてきて、地代、家賃が、固定資産の評価が上がるに従つて上ってくるということが、新聞等にも報せられておるわけでありませう。自治庁としては、これについてどのようなお考えでございませうか。

○奥野政府委員 御承知のように地代や家賃の統制額は、固定資産の評価額が基礎になっております関係上、評価額が引き上げられまると、自然統制額も引き上げられていく結果になって参るわけでありませう。現在、地代や家賃につきましまして、最近に建設された家屋であるか、古くからあった家屋であるかという点によりまして、家賃には非常に大きな開きがあるわけでありませう。固定資産の評価額が引き上げられるにつれて家賃が上げられまると、その開きが若干縮まつて参るわけでありませうけれども、しかし、とうてい問題にならないような大きな額に上つておると思ひます。もちろん地代や家賃が、かりに他のものと比べて非常に低いものでありましても、引き上げられることが好ましいものと思ひつて

程度のものであるかというようないことも、あわせて考えなければならぬわけでありまして、その他いろいろの要素がありませうけれども、全体を総合して考えました場合に、この程度のものであるならば、ある程度地代、家賃に影響を及ぼすことになつてもやむを得ないじやないか、こういう考え方をいたしておるわけにございませう。

○北山委員 そうすると、自治庁でも、固定資産の評価基準を引き上げたことによつて、その結果として地代、家賃が値上りになるということはお認めになつておる。ところが、この前お伺いしたときには、実際の物価がそれだけ上つてきておるから、それに相応じて固定資産税も引き上げなければならぬのだ、こういうふうなお話でありませうが、話が逆ではないか。固定資産税は、宅地やその他そういうものが上つたから、それに應じて、そのあとからつてこれを上げなければならぬ、こういうことを言われたのです

が、実際は、今度の引き上げによつて、その結果として地代、家賃が引き上げられるというふうな結果になつておる、こういうふうなことでありませうから、前に御説明になつたのは非常に食い違ひがあるのではないかと思ひのであります。これが一つであります。

それからもう一つは、ただいまのお話して、値上りをするということはお認めになつて、その一般の大衆に対する負担というものが減税等において吸収されるかされないか、そういうことをいろいろと勘案してきめなければならぬのだというふうなお話でありませうが、それならば減税とそれから地代

家賃の値上りと、どういふふうな数字的な関連になつてゐるかということ、を、具体的に明示をいたさなければならぬ。その議論はできないと思ひのでございませう。そこで減税がどのくらいであつて、家賃地代の値上りが生計費に響く比率はどのくらいであるか、そういうふうな数字を一つお示し願ひたいのであります。これはこの前、国税の減税と地方税の変化、増税これらの関係もあわせて資料としてお願いしておきましたので、こういうこともあわせてお答えがいただきたいのであります。

○奥野政府委員 第一番目の問題は、固定資産の評価額を引き上げたのは、他の物価が上つてきたからそれに関連して引き上げたと言つていたにもかかわらず、違つてゐるじやないかというお話しのようにございませうが、それはやはり、従来から申し上げておるようになります、土地の売買価格その他が引き上つて参つておりますので、それに合せまして固定資産の評価額も引き上げて参つておるわけにございませう。地代は地価が上つたならばそのまま地代を引き上げることができるとはなしに、地価が上りましても、固定資産税の課税標準となりませう評価額を上げなければ地代の引き上げを行うことができないという建前になつておるわけにございませう。従ひまして、地価が上つておつたけれども、固定資産の方では、評価額を引き上げていなかったから地代には何ら関係はなかったが、今回評価額を引き上げることになりますと地代に影響を及ぼしてくる、こういうことになるわけにございませう。

な。お第二の問題でありますが、単に

所得税だけじやございませんで、全体を総合して考えなければならぬと思うのでございませうけれども、所得税との関係だけで申し上げますならば、今委員部へ資料をお届けたところでございまして、これをごらんいただきますと大体どの階層で負担がどの程度下がるかという数字が出て参つてきてゐるわけにございませう。地代、家賃の問題につきましましては、標準的な家賃を考えなければならぬわけにございませうが、いづれそういう数字をつくつて提出したいと思ひます。ただしかしながら地代、家賃の問題は、従来から古い家屋に住んでおる人たちが恵まれた地代、家賃で保護をされておるわけにございまして、それ以外に新しい家屋等に住んでおる人たちが相当たくさんあるわけにございませう。こういう人たちは何ら影響は及んで参らないことも御了承をいただいておりますと思ひます。

○北山委員 しかしながら少くとも政府の一つの物価政策として考える場合には、家賃、地代にしろ、あるいはその他の電気料金なりあるいは鉄道の運賃、こういうものにして、そこには一つの政策というものが行われておるわけでありまして、従つて単に野放しにしておいて、実態がこうであるからこれにただついていくのだということだけでは――これはそこをやはり一つの政策というものが加味されてくるのだ、かように考えるのです。そうすると鳩山内閣は、少くとも家賃、地代については値上げをしてもやむを得ないのだというふうな政策をとつておる、こう考えてよろしうございませうか。

○奥野政府委員 地代、家賃全体を値

る商人が、事業税の問題について、今度基礎控除が幾らになるか——十万円になる、七万円から十万円に上るから、それだけ税金が減るだろう、こう言ったところが、税務署の所得決定は、頭から去年よりも五万円ふやしてきておる、だから三万円基礎控除がふえたけれども、五万円所得の方の見方がふえたのであるから、差し引き二万円だけが今度は余分に税金が高くなるのだ、こういうお話でございます。そうしますと、これは住民税も同様に上る、事業税も上る、所得税も上るということになれば、減税には一向ならない。私は少くとも事業税については実質上この財政計画においても絶対額がマイナナスになつておるような計算だから、そういうような小さい商人については少くとも絶対額が減るのでなければうすだと考えておりましたが、頭から税務署がそういうような所得決定をするというのでは、何にもならないという感じがしてきたわけであります。そこで税務署が所得決定をするときには、物価指数でもって、去年のよりこしは

て、それを基準にして所得をふやして  
くるそうでありますが、一体そういう  
事情について自治庁はよく御承知です  
か。国税関係ですけれども、税務署が  
そのように所得決定をやってくる、こ  
ういう事情について承知しております  
か。

○奥野政府委員 所得でありますので、  
毎年事業の運営がよかつたか悪かつた  
か、それぞれの事業者によつてかなり  
違っているのじゃないかと思うのであ  
ります。ただ御承知のように二十八年  
から二十九年にかけまして国民所得は

て、それを基準にして所得をふやして  
くるそうでありますが、一体そういう  
事情について自治庁はよく御承知です  
か。国税関係ですけれども、税務署が  
そのように所得決定をやってくる、こ  
ういう事情について承知しております  
か。

全体として三%くらい増が見込まれて  
いるわけであります。三%くらい増で  
あれば大体横ばいということになる  
のかもしれませんが、しかし個人  
の間に、ことに事業所得でありま  
すと、大きな変化があるのじやないだ  
ろうかというふうに考えております。  
ただ北山さんが指摘されますように、  
何も事情がないのに、ただ所得決定  
けを引き上げてくる、こういうことが  
あってはなりませんし、そういうこと  
は地方税におきましては慎しんでい  
きたいと思ひますが、国税につきま  
して、そういう問題があるような話  
は全然承知いたしておけません。

○北山委員 これは私もただ話を聞く  
だけで実態をつかまえておらないの  
ですが、やはりそういうような話は  
しよつちゅう聞くのであります。要する  
にその個人々々の事業者によつて違  
うといふけれども、しかしその所得決定  
というものは、その個人の申告や何かで  
なくて、頭から向うでもってきめてく  
るのだ、そしてそれは税務署でも話して  
おるようでありますが、やはり物価が  
上つたのだからそれだけ所得がふえた  
のだ、こういう理屈をいつて上げてく  
る、こういうことを聞くのであります  
が、そういうような実態については、  
自治庁は御存じはないというわけであ  
りますか。

○奥野政府委員 意識的にそういう運  
営をしていくことは国税の面において  
もあり得ないという感じがするのであ  
ります。もちろんたまたま大きな錯誤  
で、そういう事例を起したということ  
でありますならば、それは十分監督の  
責任をとつていかなければならぬ問題

じやなからうかというふうに考えてお  
ります。

○北山委員 これは大蔵委員会あたり  
でいろいろ議論もされておるようであ  
りますし、また国税関係の問題である  
からここではこれ以上聞きません。で  
すが、その点については、やはり自治  
庁としても大きな関心を持っていただ  
きたいと思ひます。事業税は地方税  
で、住民税も地方税ですが、その基礎  
になるのは、やはり税務署が決定する  
所得金額なんです。それをとられて参  
りますと、税率を下げたとか、あるいは  
基礎控除をふやしたとかいつても、  
実際には何にもならない。結局年々税  
額だけはふえていくというふうな結果  
になるのでございまして、自治庁と  
しても国税の方の徴税当局がどんな方  
針で、実際上どういふふうな所得のき  
め方をしておるか、これについては十  
分調べて、そこに間違いがあれば、地  
方税の立場からやはり要求をするとい  
うようなことがなければならぬと思  
ひます。ただ理論上そういうことはあ  
り得ないんだという御答弁は、  
私は非常に不満でございまして。ただ  
こつちは地方税の税率や基礎控除をき  
めればそれでいいんだというふうなも  
のではないと思ひますから、その点に  
ついてはよく実態を、税務署がきめる  
所得の金額のきめ方については、やは  
り自治庁としても十分な考え方と御研  
究をお願いしたい、こういうことを要望  
いたしておきます。

それから県民税の問題であります  
が、県民税については、これは奥野さ  
んからお話があったように、今度の改  
正で地衡的な不均衡をできるだけは正  
をしたというふうなお話であつた。

しかしそれは町村合併の場合、その場  
合だけではないが、それ以外のいわ  
ゆる市町村でもつて、それぞれ市町村民  
税の第一方式をとりあるいは第二方式  
をとり、そのただし書きというふうな  
ものをとつておる。そのやり方がそれ  
ぞれ違つておる。こういうことに伴  
う県民税の不均衡というものは、やは  
り今度の改正によつても是正はされてお  
らないのじやないか、こう思ひます  
が、いかがでございませうか。

○奥野政府委員 前段の問題につきま  
しては、われわれといたしましては御  
趣旨に沿うように努力をいたして参  
りたいと思ひます。

後段の問題につきましては、市町村  
民税の課税方式が市町村間において異  
なります。従つてまた住民の租税負担  
が違つておるにしましても、府県民税の各  
市町村への配分に當りましては、所得  
税額を基準にして行なつておる。所得  
税額を基準にして行なつておる。市  
町、県民税に關する限りは市町村間  
において均衡がとれるというふうな形に  
なつておるわけでございます。これは  
従来と同じわけでありまして。ただ昨  
年、北山さんが、町村合併を行なつた  
場合に、一つの町村内で地域を異にし  
て課税方式が異なる場合には不均衡が  
生ずるじやないか、こういう御指摘が  
あつたわけでございます。この点につ  
きましては今回御意見に沿へるよう  
に法律案の修正を行おうとしておる  
ということを申し上げておるのでござ  
いませう。

○北山委員 問題は町村合併の場合ば  
かりでなくて、やはり市町村間の均  
衡という点から考えれば御説の通りで  
すが、やはり現在の制度では個人単位  
に考えると、県民税を納める個人々々

の間には不均衡が町村によつて出てく  
る。この事実だけは今度の改正では直  
すことができない。何かこれについて  
お考えになつたのですか。やはりこれ  
は町村ごと市町村民税のとり方が違  
うのですから、そうすればたとえ市  
町村間の全体としての県民税の負担額  
については均衡がとれたとしても、個  
人として比べた場合にはやはり不均  
衡じやないか。同じ県民でも違ふ。同じ  
条件の個人が違ふ県民税を納めるとい  
う結果にならざるを得ないのじやない  
か。これは避けられないじやないかと  
思ひます。これについて何か改善の  
方法なり御意見があれば承わつてお  
きたい。

○奥野政府委員 どういう姿でやる場  
合に県税として一番均衡のとれた課税  
であるかということにつきましては、  
いろいろ議論があるのだからと思ひま  
す。国税の額に比例しておれば、それ  
が一番均衡がとれておるのだといふこ  
とにも参らないのじやないだろうか  
といふふうなふうにも思ひます。これ  
は、この前配当所得の四分の一が  
所得税額から控除されるということ  
を例にあげられまして、それを基礎に  
したのでは市町村の住民相互間の負担  
の均衡が満たされないのだといふこと  
を申し上げたわけでございます。もと  
より北山さんの御指摘になるような問  
題があるわけでございます。市町村を  
異にする場合に、同じような所得者  
でありながら県民税においてたまたま  
属の市町村の異なる結果若干負担に差  
が出て参る、これは事実でございま  
す。その場合に、県税だから必ず負担  
を一緒にしなければならぬといふこ  
とを重視していくのか、あるいはそれ

ぞれの市町村の平和といひましよう  
か、円満といひましようか、それを重  
視していくのかといふようなことで、  
考え方の角度が多違つてくるのじや  
ないだらうかと思ひます。県民税では  
ございませうけれども、県民税であり  
ながら市町村で一括して配付するよう  
な姿をとり、県民税と市町村民税とは  
常につなげて賦課徴収しているとい  
ふふうなやり方を参つてきておるの  
でございませう。この場合に、同じ所  
得であるならば所屬の市町村が違つ  
てもやはり同じ負担の額でなければなら  
ないといふのも一つの行き方ではござ  
いませうし、半面同じ市町村内にお  
る限りは、市町村民税の負担と全く並  
行して県民税の負担がなされた方が市  
町村の円満のために望ましいのだとい  
う考え方もあると思ひます。現在の法  
律の建前は、後者を重視して県民税  
の個人々々の賦課額を定めるといふ  
建前をとつてきておるのでございま  
す。

○北山委員 ただいまの御説明は県民  
税創設のときの御趣旨とはちよつと  
違つてきているんじゃないかと思ひ  
ます。やはり県民税創設の趣旨は何  
も町村単位じやない、県民に対してや  
はり広く県の経費を負担させる、納入  
させるという趣旨なんだ、だからやは  
り県という単位にして考えなければ  
ならぬ、ただ今の県民税の取り方が  
市町村にそういうふうなやり方を  
するために技術的に不均衡が生ぜざる  
を得ないといふことを認めなければなら  
ぬ、私はそう申し上げたのであつて、  
従つてこの県民税というものが技術  
的にも徴収の方法がむづかしいのであ  
るから、こういう税はやめた方がいい、

こういうふうなことを昨年来申し上げておるわけでありませう。

次に遊興飲食税でございますが、これも実際に取る方法については非常な不合理があるわけでありませう。場所によっては正規のやり方をやってみて、おるところもある。ところが場所によっては組合に対して徴税当局の方から割当をして、まあ一千万円なら一千万円出せというふうな割当をして、組合の方では同業者にこれを割り当ててやってみようというところもあるわけなんです。そういう実態については当然これは自治庁もお認めになっておる、こう考えておるわけでありませうが、今度提案にならない前に作られたこの前の政府原案の中では法定の受領証というふうな案になっておったと聞いております。それが一体どうしてその領収書をやめたにされたのであるか、そのわけを一つ聞きたいのです。

○奥野政府委員 自治庁の事務当局で遊興飲食税の技術的な改革方法を考えておりました一つの成案を得ておったことは事実でございます。遊興飲食税につきましても料飲業者に徴収していただくものでありますので、ことに料飲業者の協力の得られる姿において運営していかなければならぬだろう、こういうことを根本的に考えているわけでございます。またまた一つの成案を得たわけでありませうけれども、この成案に対して反対される向きもありませうので、なお成案を実施するのには一層了解を得るなり、あるいはまた反対される向きにつきましてよりよい案を考えられるなり、なお若干検討した方がよいのではなからうかというよう

な考え方のもとに、一応提案を思いとどまったわけでありませう。

○北山委員 そうするとその反対したというのは業者が反対したわけですか。どこが反対したのですか。

○奥野政府委員 業界の一部で強い反対意向を表明された一つの向きがあるわけでありませう。もとより業界の反対があれば、一切改正をしないという態度をとらうとしているわけではございませんで、その内容につきましてよく理解をしてもらわなければなりませんし、また反対があるということも非常にわからぬことでもございませう。にわづらわしいことでもございませうから、なるだけ煩瑣な手数をかけないでいい方法がないだろうか、なお若干検討しなければならぬだろう、こういうふうな考え方を持ったわけでございます。

○北山委員 どうもそれはふだんの奥野さんに似合わない非常に軟弱なやり方である。業者だけが反対したために引込んでしまったなどというのには、どうもふさわしくないように考えます。これはもちろん与党の間で反対された結果、あの方法は取りやめになったと私は了解をいたしております。その与党の反対の最後にはやはり業者の反対があったであろうと思ふのであります。しかし何としても現在の遊興飲食税の取り方というものは正規の取り方をしておらない。特に大衆飲食等について、こういう少額の飲食についてまで税金を取ることはどうかというふうな考え方をわれわれは持つておるのですが、しかしこれを引き下げるということが消費者の利益にはならないで、業者の利益になるかも

しれないという心配を持つておるわけなんです。従ってやはり取り方について奥野さんがお考えになったような何らかの改革措置をしなければ、この税率の引き下げ等についても若干懸念があるのではないかと思ふのですが、この点についてはどういうふうにお考えですか。

○奥野政府委員 全く同様に考えております。

○北山委員 今の遊興飲食税の取り方について改善する方法としては、領収書以外に何かうまい方法がないでしょうか。まあ税金を取らなければいけません。うまい方法がないと一番いいのです。うまい方法がいろいろあると思うのですが、何かございませうか。

○奥野政府委員 課税につきましては課税の標準となるべき金額が明確に定まっているべきではないかと思ふのであります。そういう意味においては、消費金額が幾らであったかというところが、その都度明らかにされる必要があると考えるのでございませう。その意味において領収書の制度が一つでなからうかと思ふのであります。またしかし、青色申告というものが非常に厳正に行われているのならば、これに乗っかりのも一つでございませうけれども、現状においてはまだそこまではいかないだろう、また青色申告の制度というものが恩恵的に利用されるといふような形式がとられておりますので、これにそのまま乗っかることも不可能だと思ひます。そういう意味で事務当局では一応領収書の制度を考えたわけでありませう。

もう一つは徴収を確保するという制度があらうかと思ふのでございませう。きまつた税額が正しく納められる、そういう方法としては営業的な性格を遊興飲食税に植え付けたりどうだろう、たとえて言えば滞納税金がある場合には営業を許可しない、こういうような方式をとることも一つであらうと思ふのであります。要するに一面には消費金額を明らかにする意味において領収書発行の制度も一つの方法であらう、他面にはきまつた金額が必ず納付されるようにする、そういうような意味をもって納付的な色彩を付与すること、一つの方法じゃないだろうか、こういうことも研究いたしておるわけでございます。

○北山委員 もう一つ大規模の償却資産については自治庁長官みずからが評価額を決定するというような規定があるわけでありませう。これに基づいて船であるとかあるいはその他の資産を自治庁長官がみずから評価しておるものがあると思ふのですが、その評価はどういうふうな方法でやりになっておるか、私どもいろいろ規定を拝見いたしまして、その価格等について何らかの基準がなければならぬと思ふのです。自治庁長官が勝手に自分でやり方をきめて評価をするというのであるか、どういふ基準でやりになっておるのであるか、それをお聞きしたい。

○奥野政府委員 固定資産評価基準というものを自治庁長官から市町村に示してあります。その中で、償却資産についてどういふ評価の方式をとるかというところを述べておるわけでありませうが、取得価格に對しまして、取得時期に應ずる評価倍率というものも定めておるわけでございます。この取得価格

に評価倍率を乗ずるわけでありまして、同時に減価償却の計算もいたさなければならぬが、それは原則として通率法による減価償却の計算の仕方をしてございませう。これで評価額がきまるわけでございますけれども、陳腐化の問題もございまして、陳腐化の問題を個々の資産一つ一つについて見て参りますことは実際問題として不可能なことではございませうので、収益率の非常に悪い事業につきましては、その収益率の程度に応じて補正の率も定めておるわけでありませう。どのような割合で補正するかということも、固定資産評価基準の中に示しておるわけでありませう。このような基準によりまして補正をいたしまして、最後の評価決定額を算出したしております。

○北山委員 かりに建造に十億円かかった船の評価額は一体どのくらいになりますか。一例として計算例を……。

○奥野政府委員 十億円に建造された新船であります場合には、決定額はやはり十億円となります。年数がたつて参りますと、減価償却の計算を行います結果、それだけ軽減されて参るわけでございます。

○北山委員 その収益率の補正とか、そういうものはないわけですか。建造したばかりのやつは十億なら十億でやるわけですか。

○奥野政府委員 償却資産の評価につきましては、別途に、簿価を下つて評価することはできない、こういう規定もございまして、十億円の簿価になるわけでありませうので、十億円を下つて評価することはあり得ないわけでありませう。ただ船会社は最近収益が非常に悪いわけでございますが、収益の悪い

ものにつぎましては、これは収益率によつて違ふのでありますが、最大限度二割まで通減する。従つて八割の評価額とする、これが一番低くした場合の率であります。欠損会社につきましてこういう率を定めております。

○北山委員 どうも変なんです。収益率でもって補正するというのは、ほかの資産についてそういうようなことをやつておるのですか。一体法律に基かないで、そういう評価をしていいのですか。

○奥野政府委員 すべての資産につきまして、陳腐化の度合を見る一つの尺度として、結局収益率によらざるを得ない、こういうことから収益率補正といふことも評価基準に定めておるわけでございます。その場合でも、もとより帳簿価格を下つて評価することはできないという規定の適用を受けるわけでございますので、自然それ以下に下つて評価することはあり得ないわけでありまして、新船の場合につきましては、そういうことは起らないのであります。古く船につきましては、再評価をいたしてもかなり低い再評価になつて、言いかえれば船が非常に古い型なんかありますので、限度一ぱい評価しない。従つて自治庁が示しております評価基準に従いました場合には、簿価よりもより著しく高い評価額になるわけでございます。それを簿価との関係でどこまで落すかという場合であっても、赤字会社であつて、最大二割以上は落さない、こういうことを考へておるわけでありまして。

○北山委員 それでは一つ実際の例に従つて、船の場合今の計算基準に従つた計算例を幾種類か出していただきたい

と思うのです。最終的に評価がどのくらいになつていくかということ、その間計算上どういふふうな補正が行われていくかということも知りたいと思ふのです。ほかの固定資産の場合と関係がございまして、何うわけでありまして、たとえば船を作つた場合に、リベートがあつてもそのリベートは引かないでやるだらうと思ふが、念のため聞いておきます。

○奥野政府委員 国からの補助金を受けたらいたした場合には、御承知のように圧縮記帳をすることができ、その評価をいたします場合には、圧縮記帳をしてあります場合でも、それだけの財産価値があるわけでございますので、現実の時価に引き直した評価をする方式を採用して参つておるわけでございます。なお計算例は、北山さん

がもしこの会社について示せとおっしゃるならどの資産でもけっこうでございます。もし特別な御指定がございませなければ適当に拾ひ上げて提出したいと思ひます。

○北山委員 それではその点資料をお願いいたします。それから次官にお伺ひいたします。今度政府の提案されました地方財政再建促進の特別措置法、あの特別措置法によつて今度百五十億の公債を再建財源として見込んでおるわけですか。ところが御承知のように、地方銀行協会ではこれに対して反対の要望をしておると新聞で伝えられておりますが、そういう要望が政府の方に参つておりますか。

○永田政府委員 ただいまのお尋ねでございますが、百五十億の公債債につ

いて、地方銀行においてこれをあまり好まないというようなことを新聞では私拝見いたしましたけれども、正式に政府の方には何らそういう申し入れが今のところございせん。

○北山委員 よろしうございまして。○大矢委員長 門司君。○門司委員 この間もちよつと聞いた問題であります。今聞かれております償却資産の問題です。この基礎になつております数字はどこから取られたのですか。これはもしそちらに基礎になるものがあつたら一つ知らせてもらいたいと思ひます。私がそういうことを先に聞きますのは、この徴収歩合が大抵九〇%になつてゐるので、果してこういうことができるかどうかといふことであります。この点について政府で調べた資料があるなら、この際出しておいてもらいたいと思ひます。

○奥野政府委員 償却資産に對します固定資産税の見込みを出しますに當りましては、在來の資産につきましては、従來の固定資産税の実績を基礎にして見込んでおります。新規増加分につきましては、經濟審議院あるいはそれぞれの関係省から投資計画をもつて、その投資計画の中で償却資産に投ぜられるものが、どれだけあるかといふふうなことを推定して、在來分にプラスして参つてゐるわけでありまして。

○門司委員 今お話になつた財政投資の他に關する問題で、税額から言つと約二割くらいでありますか、二割ちよつと越えますか、たくさん増加分が見込んでありますが、最近不況の状態にあるときに、一体償却資産をこ

ういふふうな二割以上も見込んで、九〇%の徴収が完全に得られると自治庁は考へられるわけですか。○奥野政府委員 御指摘のように、投資計画のあり方も變つてきておるわけでありまして、電源開発に投ぜられるものもだんだん少なくなつて参つておるわけでありまして。それと昭和二十九年年度において実行せられました投資計画でございまして、まず間違ひはないだらうといふふうな思つております。三十年年度の固定資産税につきましては、三十年の一月一日現在において存在してゐるものでなければ課税できませんので、従ひまして投資計画も三十年分ではございせん。二十年、二十九年におきます計画を基礎にして推定をいたして参つてゐるの

でございます。○門司委員 それからもう一つ、これはただ徴収率だけで、償却資産に對しては捕提率を書いてないのですが、これは一体どのくらい捕提する予定ですか。○奥野政府委員 先ほど申し上げました投資計画から償却資産に投ぜられるものを推定いたしておりますが、それ全体が捕提されるといふふうに見込んでおるわけでございます。ただその場合に償却資産に投ぜられるといふふうに見込んでおる部分につきまして、あるいは意見がいろいろ分れるかも知れませんが、それ以外の捕提率といふような計算の仕方はいたしておりません。

○門司委員 この償却資産の特に捕提の問題と、それから課税の対象になるものとの関係ですが、これは非常にむづかしいと思ひます。ここに捕

提率が出ていないで、今の説明からいけばこれは一〇〇%捕提する、そして九〇%の徴収をするという形になつてゐると私は思ひますが、先ほどから申し上げておりますように、それは一応それとしておいておきまして、現在の社會の經濟状態から、特に中小商工業者の全くの行き詰まり等から考へて、一〇〇%捕提して、そうして九〇%の徴収ができるというふうなことはわれわれはちよつと考へられないような気がするのでありますが、この点は自治庁にその確信がありますか。

○奥野政府委員 先ほど申し上げましたように、投資されたものの中で償却資産として把握されるものがその金額の何%であるかといふふうなことで算定して参つてゐるわけでございます。従つて結果的にはその中に捕提率も含まれることになるのではないかと

いう議論も出るかも知れませんが、それは度外視いたしまして、一応各省の意見を求めて今申しますような計算をいたしております。従來の傾向から見ていきますと、償却資産につきましては、従來見込んでおりました程度の増加はあるようでございます。でも、もちろん將來事情も變つてくるかも知れませんが、現在のところこの程度の償却資産に對する固定資産税の収入額を確保することはまず確実だらう、こういう予想をいたして

おります。○門司委員 私がそういう質問をしておりますのは、地方の自治体の納税の成績ですが、もしおわかりでしたら、各税種ごとと地方の現在までの滞納はどのくらいになつてゐるかといふことと数字を知らしていただきたい。私



が今自治庁の見積りが少し過大でないかというのを聞いておりますのは、地方の財政関係が非常に逼迫いたしてあります今日、国の財政の規模を立てられますときに、先ほどから申し上げておりますようにその見込みが少し大過ぎはしないか、過大に見積つてはいないか。この見積り方は、見方によつてはそれだけ税収入を見込んでおりますから、それだけとってもらいた

ころに、昭和二十八年年度決算見込み額調べというものを掲げております。その中で調定済み額が幾らであり、収入済み額が幾らであるかというところを出してあります。その差額が滞納になつていくわけでありまして、昭和二十九年度分につきましては、府県分しかわかりませんので、府県分だけは百八ページのところに掲げてあります。

ただ加算していくということになる、一応あなたの方の計算の基礎はそれでいいけれども、実際の償却資産がどれだけの数字をで

り一応きめたら、できるだけそれを守つていくということがいいのじゃないかと私は考える。ただ、それは言つても現在の社会情勢、経済的の変動が非常に多いので、必ずしもそうはいかないというふうな議論があるかもしれないが、大体の方針としては、この税制はあまりいじらぬ方がいいのじゃないかというように実は考えておりますが、政府の考え方はどうですか。

〇門司委員 それでは私はあとから見ることについてしたいと思います。一応聞いておきたいと思ふことは、その性格とそれからもう一つはいろいろの問題になる税額の中で、今の普通税の中に木材の引取税があるわけでありまして、この税の総額は十六億ぐらゐで大したものじゃない。しかしこの税金は非常に片寄つた税金であつて、普通税としての考え方からいくな

いという督促になり、あるいは徴収をすることは当然ということになるかも知れないと思ふますが、実際上の問題としては、もし自治庁の案が非常に過大であつたとすれば、それだけ地方財政を圧迫する、こういう形にならざるを得ないと思ふ。こういうむづかしい税金についてはどのくらいの滞納になつてゐるかというのを、ぜひ知ら

〇門司委員 私はそれを聞いてゐるのじゃない。私の聞いておりますのは、その基礎になつた数字があるわけですから、工業会その他を調べれば、大体日本にどのくらいの機械があるのか、それからその生産から割り出して来れば日本の償却資産がどのくらいあるかという数字が出てくるわけですから、その算定の基礎になつた前年度を追う

が、現在の日本の統計の状況におきましては、門司さんに御満足いただけるような資料を早急にまとめることは不可能でございます。しかし今後もお

〇門司委員 方針は一応伺いました。が、現実にはなかなかそういきそうもない状態にあるようです。その次に聞いておきたいと思ふことは、これはこの前委員会で資料を要求しておつたので、あるいは資料が出てくるかどうか知りませんが、例の法定外の普通税であります。これが一体どのくらいの種類があつて、どのくらいの額になつてゐるかということ、この前特に別表で出してもらいたいと言つておつたのでありますが、これの集計は出て

〇奥野政府委員 木材引取税は総額は十六億門あまりを見込んでおるだけでございますので、地方税全体の中では必ずしも有力な税種だと言えないかも知れません。しかしながら関係市町村は限られておまして、市町村により

〇奥野政府委員 地方税に関する参考計数資料、その二の四十三ページのところに、昭和二十八年六月十四日

〇奥野政府委員 昭和二十五年に償却資産に對しまして固定資産税が課せられるようになりまして、御承知のように再評価限度額というふうなものが基礎になりまして当時の見込み額を立てたわけでございます。自來関係の事業につきましては、できるだけ御指摘のようなものを調査するように努力して参つておるわけでございます。が、現在の日本の統計の状況におきま

〇門司委員 それからこれは各税目別にまたあとで質問することにしたしたいと思います。が、総括して一応聞いておきたいと思ふことは、政府の出

〇奥野政府委員 地方税に関する参考資料その二の百六十四ページ以下に項目別に詳しく掲げてあります。

〇奥野政府委員 木材引取税は総額は十六億門あまりを見込んでおるだけでございますので、地方税全体の中では必ずしも有力な税種だと言えないかも知れません。しかしながら関係市町村は限られておまして、市町村により

ましては税収入の五割以上を木材引取税に求めているというような団体もあるわけでございます。大体において木材引取税の収入のありますような市町村におきましては、他の税収入が非常に少いわけでございます。従いましてまたそういう意味では木材引取税が税収入を普遍的に市町村に与えていくという意味合いにおいては、大きな役割を果してきておるのだ、こういうふうな思っているわけでありまして、なお把握の問題でございまして、森林法によりまして立木を伐採いたします際には許可を受けなければなりませんので、ある程度正確につかんでいくことができないんじゃないかというふうに思っています。もとより従前のように木材の検査が行われております場合には、もとの的確に把握できたかもしれせんけれども、木材検査がなくなりまして今日におきましては、伐採につきましては許可を要することになっておりますので、それほど把握に困難する税だとは思っていないわけでございます。

○門司委員 これもあとでまた多少の議論になるかと思いますが、税総体から見て私はやはり普遍的の税金ではない。ただ全体から見ると、調整の上から見ればあるいはそういうことが言えるかもしれない、これは税の調整の上からいくと、山村のような非常に普通の税金が少いところ、そこにそういう税金があるということは、相対的に普通性はあるかもしれないが、税自体の普通性はないと思う。それからこの機会に聞いておきたいと思つておきまして、道路譲与税に対する自治庁の考え方であります。これは税法によりまゝすると

目的税ということが書かれておる。大臣の説明の中にはつきり書いてある。その目的税であるということになって参りますと、おのずから使用の範囲が限定されなければなりません。従つてこれは道路に使用すべきだということが明確に書いてあります。ところが、地方財政の側からいいますと、これらの税金は、目的税というよりな形ではなくして、地方の財政の普遍的な財源にする方がよいんじゃないかというふうな考え方を持つのであります。同時に目的税については、私は恒久的な性格が非常に薄い。一応一つの事業を目的としての受益者に負担をさせる性格を持つておるのである、恒久的な税金としては、あるいは目的税という形においてはあまり感心したものではありません。というふうな気がするが、この点に對する自治庁の考え方はどうなんですか。

○奥野政府委員 御指摘のように、財政力の強固でない土地におきましては、なるたけ財政運用を弾力あらしめるようにしていかねばなりませんので、税収入を特定の歳出に固定してしまふというところは避けた方がよろしいのじゃないかと思つてます。しかし反面、特定の政策を国全体として強力に推進していくというふうな場合に、推し進めようとする必要が起つてくるんではないかと思つておきまして、御承知のように、道路整備費等の財源に関する臨時措置法が制定されて、揮発油税が一つの目的税的なものになつておきます。これには必ずを合せまして、地方に對しましても道路整備の財

源を目的税的なもので与えていくということも必要じゃないかというふうな考えられるのでございまして。ただこれを臨時的なものにするか、恒久的なものにするかということになつて参りますと、現在の道路整備の状況がどの程度に達しているかということとあわせて考えなきゃならぬと思うのでございまして。御承知のように、現在道路整備五カ年計画が作られるわけでございますけれども、その五カ年計画の對象そのものが、国道、府県道全体の一割にも當っていないというふうな状況でございますので、道路整備のために、今後なお相當の期間の年月を経なきゃならぬんじゃないか、かように考えられるわけでございますので、地方道路税を道路のための目的税として制定いたしますに當りまして、短かき期間にする必要はないんじゃないだろうかというふうな考へておるのでございまして。

○門司委員 もう一つだけ聞いておきたいのでございまして。これはあとで譲与税の場合に問題になるかと思つてますが、あの内容を読みますと、必ずしも都道府県全体にこれをまかせるといふようなことが書いてないのではありません。この間建設大臣は、いや絶対にそういうことになつてはならないのだという話でありましたけれども、法案の内容を讀んでみますと、都道府県、それから五大市の管理する道路、さらにそれにつけ加えて国の道路整備五カ年計画でありますか、これにもやはりそれが使われるような形が出て来ておると思う。私はこの法案については、この間建設大臣にだいたい聞いてみました

が、建設大臣は、絶対にそういうことではないと言つておるのですが、自治庁としてはあれを受け入れるという考え方でございまして。絶対に道路整備五カ年計画にも使つていふようなことになると、去年と同じような形が出てくると思うのです。国は国で道路五カ年整備計画に使う費用は五大市にも都道府県にも十分使う、そのほかにあるのならば一応は話がわかるのでありますけれども、この点について自治庁の考え方はどうなんですか。

○奥野政府委員 地方道路譲与税は、都道府県や五大市の道路に関する費用に充てなきゃならぬというふうな、法案の中で義務づけておるわけでございます。しかしそれ以上には何ら義務づけてはおきません。従いましてどの道路に充てようとするかは自由であります。反面五カ年計画の對象になつております道路の地方負担分に充てることももちろん自由でございます。しかしそれに充てなければならぬということとは毛頭ないわけでございます。

○門司委員 もう一度念を押しておきますが、法律の中には道路整備五カ年計画の費用にも充てると書いてあるのです。そうすると今税務部長が言われるようなことがひつつかつてくるから、私はお伺ひしてゐる。だから五カ年計画に當るところはそれでやつてもいいのだから、お前さんの方でやりなさい、国の方はそこは知らないということになる、実際に地方に出した費用は去年と同じ形になるのではないのか。ことは全額地方に出すような形を示しておる。去年は四十八億だけはひもをつけておつた。ことはただひもがなくなつたというだけであつて、

實質的にはそれは去年と同じような結果になりはしないかという心配があるから聞いておるのです。

○奥野政府委員 御承知のように道路整備五カ年計画におきましては、どの道路が對象になつておるということがはつきりわかつておるわけでございます。昨年は御心配になりましたように五カ年計画の對象の中に取り入れられておつて、しかも国がそれについては負担金を出さない、こういうふうにしておつたわけでございます。従いまして地方にはその財源の使ひ方について、何ら自主性はなかつたわけでございます。これからは道路整備五カ年計画の對象になつておりますような道路につきまして、国が負担金を出さないの、先に府県が地方道路譲与税を財源として、その整備に取りかかつていくというふうなことはあり得ないわけでございます。負担金が交付されるというふうなことで初めてその裏財源に使う場合があるかもしれない、しかしそういうことがないのに、御心配になりますように積極的に自分で整備してかかるということになりますと、国から負担金を受けられないようなことにもなりかねないわけでございますので、そういうことはあり得ないのじゃないだろうか、かように考へております。

○大矢委員長 それでは本日はこの程度にいたしまして、明日午前十時半から開くことにし、これをもつて散会いたします。

午後零時二十三分散会  
〔参照〕  
入場譲与税法の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕